

# まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年 9月21日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 18名(委員総数19名)

|     |       |        |       |       |       |        |  |  |
|-----|-------|--------|-------|-------|-------|--------|--|--|
| 会 長 | 1 番   | 中浦 優   |       |       |       |        |  |  |
| 副会長 | 1 1 番 | 岩倉 節夫  |       |       |       |        |  |  |
| 委 員 | 2 番   | 栗田 美博  | 3 番   | 松浦 功  | 4 番   | 近藤 茂義  |  |  |
|     |       |        | 6 番   | 雨霧 弘  | 7 番   | 山口 靖永  |  |  |
|     | 8 番   | 西岡 登士男 | 9 番   | 林 一典  | 1 0 番 | 鈴木 勉   |  |  |
|     | 1 2 番 | 臼杵 慶幸  | 1 3 番 | 白川 清茂 | 1 4 番 | 三原 俊雄  |  |  |
|     | 1 5 番 | 西村 登志子 | 1 6 番 | 黒木 輝美 | 1 7 番 | 鈴木 多計士 |  |  |
|     | 1 8 番 | 藤井 清   | 1 9 番 | 高橋 豊文 |       |        |  |  |

欠席委員 1名

欠席者 5 番 赤股 誠司

農業委員会事務局職員

|      |       |       |  |
|------|-------|-------|--|
| 事務局長 | 鈴木 正俊 |       |  |
| 課長補佐 | 藤原 道広 |       |  |
| 職 員  | 森田 昌光 | 岡本 尚士 |  |

議案等

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条許可申請書審議の件 |
| 議案第2号 | 農地法第5条許可申請書審議の件 |
| 議案第3号 | 非農地証明願承認の件      |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画諮問の件   |
| 議案第5号 | その他             |

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、9月の定例会を開会します。本日、5番 赤股委員さんより欠席の届出がありますので御報告します。出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、6番 雨霧委員さん、7番 山口委員さんよりしくお願いします。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第4号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が1件あります。御審議よりしくお願いします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第31条議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、3番について高橋委員さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(森田) (3条申請 説明)

【番号1】 所有権移転(売買) 2筆

- 譲渡人 [ ] ■譲受人 [ ]
- 譲渡人事由 高齢化による経営縮小 ■譲渡人事由 経営規模の拡大
- 申請地 炭所西字 [ ] 田 598 m<sup>2</sup>他 2筆 地籍合計 1611 m<sup>2</sup>
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 9574 m<sup>2</sup>
- 自宅から申請地までの通作距離 40 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)  
発行日令和3年8月18日
- 現地調査実施日令和3年9月3日
- 営農計画書(様式第3号) 水稻を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間 200 日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(売買) 1筆

- 譲渡人 [ ] ■譲受人 [ ]
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲渡人事由 経営規模の拡大
- 申請地 七箇字 [ ] 畑 5363 m<sup>2</sup> 1筆 地籍合計 5363 m<sup>2</sup>
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 23310 m<sup>2</sup>
- 自宅から申請地までの通作距離 2 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)  
発行日令和3年8月30日
- 現地調査実施日令和3年9月3日
- 営農計画書(様式第3号) ぶどうを作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間 300 日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転(贈与) 8筆

- 譲渡人 [ ] ■譲受人 [ ]
- 譲渡人事由 後継者への一括贈与 ■譲渡人事由 農地の承継
- 申請地 川東字 [ ] 田 302 m<sup>2</sup>他 8筆 地籍合計 2870 m<sup>2</sup>

- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5740 m<sup>2</sup>
- 自宅から申請地までの通作距離 30 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）  
発行日令和3年8月20日
- 現地調査実施日令和3年9月3日
- 営農計画書（様式第3号）露地野菜を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間100日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 黒木委員さん、よろしくお願いします。

黒木委員 (補足説明 3-1)  
土曜日の18日に、最適化推進委員の小野さんと一緒に■■■さんのところに行きました。■■■さん本人は仕事でおられなかったのですが、娘さんがおられまして、話の内容を確認致しました。申請の内容に相違ありません。■■■さんとは、会えておりません。電話もしましたが繋がりませんでした。後の詳細については、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号2の担当委員 鈴木勉委員さん、よろしくお願いします。

鈴木勉委員 (補足説明 3-2)  
事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号4の担当委員 西岡委員さん、よろしくお願いします。

西岡委員 (補足説明 3-4)  
事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号の議事参与以外の案件について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第1号議事参与以外の案件につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、3番を審議しますので、高橋委員さんに退席していただきます。高橋委員さん、ご退席をお願いします。  
(高橋委員 退席)

会 長 それでは、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局(森田) (3条 3 説明)

- 【番号3】 所有権移転(売買) 3筆
- 譲渡人 [ ] ■譲受人 [ ]
- 譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 吉野字[ ] 田 1679 m<sup>2</sup>他 3筆 地籍合計 4075 m<sup>2</sup>
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 55597 m<sup>2</sup>
- 自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)  
発行日令和3年8月30日
- 現地調査実施日令和3年9月3日
- 営農計画書(様式第3号)麦を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間300日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号3の担当委員 藤井委員さん、よろしくお願いします。

藤井委員 (補足説明3-3)

一昨日、[ ]にお会いしてお話を聞きました。別に問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議案第1号の3番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第1号の3番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございます。それでは、高橋委員さんに入室をしていただきます。(高橋委員 入室)

会 長 続きまして、議案第2号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (5条 説明)

番号1(境内地拡張)／【所有権移転(売買)】

\*申請地：造田字[ ] 宅地(田) 130.16 m<sup>2</sup>ほか2筆  
合計252.49 m<sup>2</sup> 併せ地：1280.37 m<sup>2</sup> (既存境内地)

\*農用地区域外農地～農振除外不要

\*農地区分：第1種農地～まんのう町役場[ ]支所より南東側約650mに位置し、  
町道[ ]に接した農地で団体営土地改良総合整備事業により換地  
処分された農地(地目は宅地及び山林)

\*申請目的：境内地拡張(教会の建て替え)

～申請地は、平成2年度から平成7年度にかけて実施された団体営土



万円となり、金融機関の残高証明書添付

- \*確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- \*土地利用計画図添付
- \*土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用土地改良区添付
- \*排水承諾書：地元水利組合押印添付
- \*隣接農地関係者同意書添付（3名）
- \*候補地比較検討表添付（3か所）
- \*法人登記簿、定款添付
- \*小売電気事業登録書添付（経済産業省）
- \*系統連系に係る契約書添付（四国電力送配電株式会社）
- \*収支計画書添付（20年計画）

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 (補足説明 5-1)

この件につきまして9月19日に現地確認を行いました。該当の土地の地目は、山林でございますが現況は田になっております。事務局の説明の通り、譲渡人、譲受人また関係者等との話し合いや調整も完了しており、問題はございません。以上です。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号2の担当委員 栗田委員さん、よろしくお願いします。

栗田委員 (補足説明 5-2)

それでは補足説明を致します。9月15日に現地を確認しまして、9月16日に譲渡人の■■■■さんとお会いして話をお聞き致しました。この度の転用計画は、事務局の説明通りですので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第3号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (非農地証明 説明)

番号1 (山林) / 第2種農地 (自然潰廃)

\*申請地：川東字■■■■畑 1706 m<sup>2</sup>

\*農地区分：第2種農地：まんのう町役場■■■■所より東北東側約6kmに位置し、県道■■■■線の終点にある農地。

＊申請目的：山林（荒廃）

～当該農地では、昭和 62 年頃まで、栗や柿を収穫していたが、その後、通作が不便で傾斜地でもあり、耕作不適当などのやむを得ない事情により、約 34 年の間未耕作となり、現況は、すべて荒廃地となっているため、地目を現況どおりに変更するため非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付～令和 3 年 8 月 19 日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 3)

耕作不適当等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 荒廃農地の発生解消状況に関する調査によって、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」に分類された土地

＊証明書：近隣農家の証明（令和 3 年 8 月 24 日）

番号 2（農業経営施設用地）／第 1 種農地（露天作業場）

＊申請地：長尾字 田 138 m<sup>2</sup>

＊農地区分：第 1 種農地：町立 小学校より北北西側約 1400m に位置し、町道 線に接した中山間地域にあり、団体営土地改良総合整備事業で換地処分された農地。

＊申請目的：露天作業場（農業経営施設用地）

～申請地は第 1 種農地に区分されているが、土地改良事業の換地処分当初から農業用施設用地として利用されており、農用地区域外農地で、法令に基づく手続きが未了のまま現在に至っており、地目は農地のままであることから現況地目に変更するために非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付～令和 3 年 8 月 23 日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 5) イ

「耕作の事業を行う者が、その農地（2 アール未満のものに限る。）を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設（堆肥舎、畜舎、納屋等）の用に供する場合」に分類された土地

番号 3（農業用施設用地）／第 2 種農地（通作路）

＊申請地：吉野下字 田 94 m<sup>2</sup>

＊農地区分：第 2 種農地：まんのう町役場 より東側約 830m に位置し、県道 線沿いにある農地。

＊申請目的：通作路（農業用施設用地）

～当該農地は県道の拡幅工事完了時から申請者所有農地への通作路として利用されており、地目は農地のままであることから現況地目に変更するために非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付～令和 3 年 8 月 19 日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 5) ア

「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供

する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に分類された土地

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員、西岡委員さん、よろしくお願いします。

西岡委員 (補足説明 非-1)  
事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号2の担当委員、栗田委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 非-2)  
それでは説明致します。9月17日に■■■■さんの代理人の■■■■さんに電話しましたら事務員さんが出まして、こちらから電話しますということで待っていましたが、いまだに連絡なしです。その間、3日間休みがあったのですが。17日に現地を確認致しました。宅地と宅地の間に農地がある。地目は農地ですが現状は雑種地です。耕作するには不利と思いますので、先ほど事務局から説明がありましたように事実だと思います。後は、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号3の担当委員は私ですので、説明いたします。

会 長 (補足説明 非-3)  
■■■■さんとは、先日お会い致しました。■■■■さんは、私どもの法人の組合員でございます。先の話になりますが、■■■■さん所有の農地に売買の話がでまして、現状としましては通作路や進入路にしています。この際、きちんとしておかないといけないということで、この度の運びとなりました。よろしくご審議の程、お願い致します。

会 長 担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見はありませんか。  
(質疑等なし)

会 長 意見等もないようですので、採決をします。議案第3号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第3号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第4号、農用地利用集積計画しもん諮問の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第31条議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、基盤法の15番と16番について私が退席し、17番については近藤委員さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (議事参与以外 説明)



それでは、議案第4号、農用地利用集積計画諮問の件についてご説明いたします。  
農用地利用集積計画については町長より令和3年9月13日付けで決定を求められています。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は所有権移転が6件、利用権設定が17件、農地中間管理事業の一括方式による案件が6件、配分方式による案件が2件ございます。

まず、基盤法による所有権移転についてご説明いたします。議案書をご覧ください。所有権移転の案件が6件ございますが、全て香川県農地機構による農地売買支援事業を活用したものになります。

1番から3番の案件につきましては7月の定例会でご説明したように7月30日公告にて香川県農地機構へ所有権移転された農地となります。今回、香川県農地機構から担い手へ所有権移転する案件になります。

1番ですが、譲受人 [ ] さん  
申請地は長尾字 [ ] 他2筆 総面積は2331㎡  
売買代金は [ ] 万円となっております。

次に2番ですが、譲受人 [ ] さん  
申請地は七箇字 [ ] 他2筆 総面積は5692㎡  
売買代金は [ ] 万円となっております。

次に3番ですが、譲受人 [ ] さん  
申請地は東高篠字 [ ] 他1筆 総面積は2029㎡  
売買代金は反当り [ ] 万円となっております。

続きまして4番から6番につきましては香川県農地機構への所有権移転となります。

4番ですが、譲渡人 [ ] さん  
申請地は帆山字 [ ] 他3筆 総面積は2720㎡  
売買代金は [ ] 円となっております。

次に5番ですが、譲渡人 [ ] さん  
申請地は帆山字 [ ] 他3筆 総面積は7480㎡  
売買代金は [ ] 円となっております。

次に6番ですが、譲渡人 [ ] さん  
申請地は帆山字 [ ] 他1筆 総面積は938㎡  
売買代金は [ ] 円となっております。

3件とも全て [ ] が耕作予定となっており、後日、香川県農地機構より [ ] へ所有権移転する予定です。その際はまた定例会にてご説明いたします。

次に、基盤法の利用権設定1番から14番についてご説明いたします。議案書をご覧ください。利用権設定の個別の詳細な内容につきましては議案書のとおりとなっておりますのでご確認をお願いします。

内訳としまして、利用権設定の新規設定が5件、再設定が9件ございます。

面積の内訳は、賃借権が 1件、332.00㎡  
使用貸借権が 13件、51,090.00㎡  
合計で 51,442.00㎡  
うち 再設定面積 43,880.00㎡  
となっております。

続きまして、農地中間管理事業の案件についてご説明します。  
A3用紙の農地中間管理事業対象農用地等総括表をご覧ください。こちらは農地機構を経由した利用権の設定となります。利用権設定の詳細な内容につきましては議案書のとおりとなっておりますのでご確認ください。  
総計としまして、利用権設定の新規設定が6件ございます。  
使用貸借権が3件、賃借権が3件となっており、合計面積は33,049㎡となっております。

次に配分計画についてご説明します。裏面の農用地利用配分計画をご覧ください。こちらはすでに農地機構を経由して貸借している農地の耕作者を変更するものです。今月は2件ございますが、2件とも使用貸借権を[ ]さんから[ ]へ移転となっております。申請地等の詳細につきましては議案書にてご確認をお願いします。

以上の案件はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。説明は以上となります。

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議事参与以外の案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、基盤法の15番と16番を審議します。退席いたしますので、岩倉副会長に進行をお願いします。  
(会長委員 退席)

副会長 それでは、基盤法の15番と16番について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (基盤法 15-16 説明)

それでは基盤法の15番16番についてご説明いたします。

15番ですが貸付人 [ ]

借受人 [ ]

申請地は吉野下字 [ ] 地目は田  
面積は979㎡、使用貸借権の再設定の申請となっております。

次に16番ですが貸付人 [ ]

借受人 [ ]

申請地は吉野下字 [ ] 地目は田  
面積は1273㎡、使用貸借権の再設定の申請となっております。

これらの案件はすべて、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。説明は以上となります。

副会長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

副会長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の 15 番と 16 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

副会長 異議なしということで、基盤法の 15 番と 16 番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、中浦会長に入室をしていただきます。  
(会長 入室)

会 長 続きまして、基盤法の 17 番を審議しますので、近藤委員さんに退席していただきます。近藤委員さん、ご退席をお願いします。  
(近藤委員 退席)

会 長 それでは、基盤法の 17 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (基盤法 17 説明)  
基盤法の 17 番についてご説明します。  
貸付人 [REDACTED]  
借受人 [REDACTED]  
申請地は東高篠字 [REDACTED] 他 2 筆 地目は田  
面積は 2508 m<sup>2</sup>、使用貸借権の再設定の申請となっております。  
こちらの案件もすべて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。説明は以上となります。

会 長 皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の 17 番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の 17 番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、近藤委員さんに入室をしていただきます。  
(近藤委員 入室)

会 長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。  
その他の 1 番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(岡本) (合意解約・返還通知について説明)  
失礼します。  
それでは、その他の 1 番、合意解約・返還通知についてご報告させていただきます。  
今月は合意解約による農地法 18 条通知が 5 件、返還通知が 3 件ございます。  
合意解約は 5 件 14 筆がございます。  
内訳としましては  
地目と筆数、面積が 14 筆 16099.00 m<sup>2</sup>

となっております。詳細な内容は議案書のとおりとなります。  
返還通知は3件9筆がございます。  
内訳としましては  
地目と筆数、面積は 9筆 10368.00 m<sup>2</sup>  
となっております。詳細な内容は議案書のとおりとなります。  
報告は以上です。

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようでございますので、その他の1番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の1番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

10月の予定につきましてお知らせ致します。

農地法申請 10月 5日(火)

締め切り

定例会

10月20日(水)

午前9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。